



買い時が、
キター——!!!



づくりの優遇制度拡大!

減税

給付金

ポイント制度

1

最大400万円 【住宅ローン減税】

★長期優良住宅は最大500万円

新築・中古住宅の取得、リフォームで、住宅ローン減税の最大控除額は400万円です。また、消費税率10%が適用される場合は、控除期間10年間で3年間延長され、13年間の控除期間となります。

対象：2020年12月末までに入居の方

2

最大50万円 【住まい給付金】

★消費税率10%の場合

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得で、住まい給付金の最大給付額が50万円に引き上げされます。また対象者の所得制限も、収入額510万円以下に給付から、775万円以下に緩和されます。

対象：2021年12月末までに入居の方

3

2019年より新制度

新築最大35万円相当 【次世代住宅ポイント制度】

★リフォーム：30～60万円相当

消費税率10%が適用される新築住宅の取得、リフォームで、一定の省エネ性・耐震性・バリアフリー性能を満たす住宅の新築・リフォームに対して、商品と交換可能なポイントが付与される制度です。

対象：2020年3月末までに契約締結の方

その他にも様々な補助金や優遇サービスが!

詳しくは国土交通省のHP(<http://www.mlit.go.jp>) 又は モデルハウスでお尋ねください。